# ○国土交通省告示第三百二十七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定に 基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。 平成二十四年三月二十六日

国土交通大臣 前田 武志

#### 第1 起業者の名称 国土交通大臣及び徳島県

### 第2 事業の種類

1 国土交通大臣起業に係る事業

一級河川那賀川水系那賀川改修工事(深瀬堤防・徳島県阿南市深瀬町北久保地内から同市深瀬町岡崎地内まで)並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事

2 徳島県起業に係る事業

県道阿南鷲敷日和佐線改築工事(深瀬工区・徳島県阿南市深瀬町北久保地内から同市深瀬町岡崎地内まで)並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事

#### 第3 起業地

- 1 第2の1に係る事業
  - (1) 収用の部分 徳島県阿南市深瀬町北久保、深瀬町大畝町、深瀬町中洲及び深瀬町 岡崎地内
  - (2) 使用の部分 徳島県阿南市深瀬町北久保、深瀬町大畝町、深瀬町中洲及び深瀬町 岡崎地内

#### 2 第2の2に係る事業

- (1) 収用の部分 徳島県阿南市深瀬町北久保、深瀬町大畝町、深瀬町中洲及び深瀬町 岡崎地内
- (2) 使用の部分 徳島県阿南市深瀬町北久保、深瀬町大畝町、深瀬町中洲及び深瀬町 岡崎地内

#### 第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

# 1 法第20条第1号の要件への適合性

(1) 第2の1に係る事業

申請に係る事業は、徳島県阿南市深瀬町北久保地内から同市深瀬町岡崎地内までの延長767mの区間(以下「本件河川区間」という。)における「一級河川那賀川水系那賀川改修工事並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事」(以下「本件河川事業」という。)である。

本件河川事業のうち、「一級河川那賀川水系那賀川改修工事」(以下「河川本体事業」という。)は、河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する一級河

川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、河川本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、河川本体事業の施行により遮断される普通河川の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第2号に掲げる公共の利害に関係ある河川に関する事業に該当する。

### (2) 第2の2に係る事業

申請に係る事業は、徳島県阿南市深瀬町北久保地内から同市深瀬町岡崎地内までの延長929mの区間(以下「本件道路区間」という。)における「県道阿南鷲敷日和佐線改築工事並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事」(以下「本件道路事業」という。)である。

本件道路事業のうち、「県道阿南鷲敷日和佐線改築工事」(以下「道路本体事業」という。)は道路法第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、道路本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、道路本体事業の施行により遮断される普通河川の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第2号に掲げる公共の利害に関係ある河川に関する事業に該当する。

したがって、本件河川事業及び本件道路事業(以下両事業をあわせて「本件事業」 という。)は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

# 2 法第20条第2号の要件への適合性

#### (1) 第2の1に係る事業

一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件河川区間は同条第2項に規定する指定区間に指定されていないことなどから、起業者である国土交通大臣は、本件河川事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

# (2) 第2の2に係る事業

県道阿南鷲敷日和佐線(以下「本路線」という。)は、道路法第7条の規定により徳島県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により徳島県が道路管理者になることなどから、起業者である徳島県は、本件道路事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

#### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

ア 第2の1に係る事業

一級河川那賀川水系那賀川(以下「那賀川」という。)は、その源を徳島県那賀郡に位置する剣山山系ジロウギュウに発し、坂州木頭川、赤松川等の諸支川を合わせながら那賀川平野に出て、派川那賀川を分派し紀伊水道に注ぐ、幹川流路延長125km、流域面積874kmの河川である。

那賀川は、その下流域に阿南市街地を擁し、治水上重要な河川であるが、上流域では平均年間降水量が3,000mmを超え、下流域でもそのほとんどが2,000mmを超える多雨地域にあり、また、台風の常襲地帯であることから、豪雨による洪水により、頻繁に浸水被害が発生している。昭和25年9月のジェーン台風により、那賀川流域は、戦後最大流量の洪水に見舞われたほか、近年では平成16年10月の台風23号による洪水により、床上浸水107棟及び床下浸水93棟の被害が発生している。

那賀川の治水対策は、平成18年4月に那賀川水系河川整備基本方針が、平成19年6月に那賀川水系河川整備計画(以下「整備計画」という。)がそれぞれ策定され、整備計画に基づき、昭和25年9月のジェーン台風による洪水と同規模の洪水に対応し、基準地点である古庄における目標流量を9,000㎡/秒とし、そのうち洪水調節施設で500㎡/秒を調節し、8,500㎡/秒(以下「河道配分流量」という。)を流下させることを目標として、順次河川改修等が実施されているところである。

本件河川事業は、無堤であることなどから、流下能力が低く、洪水時にたびたびはん濫し、浸水被害を受けている本件河川区間について、河道配分流量を安全に流下させるために計画された河川改修事業であり、本件河川事業の完成により、本件河川区間の流下能力の向上が図られ、水害の軽減に寄与することが認められる。

なお、本件河川事業が生活環境等に与える影響については、起業者は、低騒音機械を使用し、周辺の生活環境等に配慮しながら施工することとしていることなどから、その影響は軽微なものであると認められる。

#### イ 第2の2に係る事業

本路線は、徳島県阿南市を起点として、同県那賀郡那賀町を経て、同県海部郡 美波町に至る延長38.6kmの幹線道路である。

このうち、本件道路区間に対応する本路線(以下「現道」という。)は、道路構造令(昭和45年政令第320号)に定める道路幅員及び最小曲線半径を満たさない区間が存在しているが、本件道路事業の完成により、線形等の良好な道路が新たに整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件道路事業が生活環境等に与える影響については、本件道路事業は、 環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の 事業であるが、起業者が任意で大気質、騒音等による影響を検討しており、その 結果によると、いずれの項目においても、本件道路事業による影響は軽微である とされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

起業者が、平成23年3月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件河川区間及び本件道路区間(以下両区間をあわせて「本件区間」という。)とその周辺において、文化財保護法(昭和25年法律第214号)及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)により、保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。また、動物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、ハチクマ、ハイタカ、モノアラガイ等が確認されているが、本件事業により生息環境はほとんど改変を受けないことなどから影響は軽微であるとされている。

植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているカワヂシャ等が確認されているが、起業者は、工事による改変区域で生育が確認された場合には、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が1 箇所存在するが、起業者は、徳島県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保 存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

ア 第2の1に係る事業

本件河川事業は、無堤であることなどから、流下能力が低く、洪水時にたびたびはん濫し、浸水被害を受けている本件河川区間について、流下能力の向上を図ることを主な目的として築堤を行うものであり、本件河川事業の事業計画は、河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件河川事業の施行方法については、河道拡幅により上下流の河道と同程度の河道幅員を確保して築堤する案(以下「申請案」という。)、現況の河道に沿って築堤して河床掘削する案及び河床掘削のみとする案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は取得必要面積が最も大きいものの、河床掘削を必要としないため、施工期間が短く、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、河川本体事業の施行に伴う市道及び普通河川の付替工事の事業計画に ついても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められ

### イ 第2の2に係る事業

本件道路事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的とし、道路構造令による第3種第4級の規格に基づく2車線の道路を建設する事業であり、本件道路事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件道路区間におけるルートについては、堤防の天端を通過する案(以下「申請案」という。)、可能な限り現道を拡幅する案及びその中間案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、取得必要面積が最も少なく、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、道路本体事業の施行に伴う市道及び普通河川の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、 法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

# (1) 事業を早期に施行する必要性

#### ア 第2の1に係る事業

3(1)アで述べたように、無堤であることなどから、流下能力が低く、洪水時にたびたびはん濫し、浸水被害を受けている本件河川区間について、流下能力の向上を図り、河道配分流量を安全に流下させるため、できるだけ早期に本件河川事業を施行する必要があると認められる。

### イ 第2の2に係る事業

3(1)イで述べたように、現道は、線形不良区間等が存在していることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

#### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、 それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合 理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

# 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 徳島県阿南市役所